

北國カードローン DAY SMART 契約約款

第1条(取引の方法)

- 北國カードローン DAY SMART 取引(以下「本取引」という。)は株式会社北國銀行(以下「銀行」という。))本店のうち、いずれか1カ店のみで開設することができます。1人1口座のみとします。
- 銀行は本取引に使用するためカードローンカード(以下「カード」という。)を発行し、借主に貸与するものとします。
- 本取引はカードおよび現金自動支払機(現金自動サービス機を含む。以下「支払機」という。)を使用する当座貸越とします。
- 本取引は小切手、手形の振出しあるいは引当、または公共料金等の自動支払いは行いません。
- カードおよび支払機の取扱いは、それぞれ「北國カードローン」カード規定によるものとします。

本契約は、借主からの申込み内容を銀行が承認したときに成立します。ただし、借主が銀行ホームページにおいて契約手続きまで実施する場合は、銀行がカードを借主に交付し、借主が当該カードを受領したことをもって、カード発行日に契約約款が成立するものとします。

第2条(貸越極額)

本取引による借主から貸越を受けることができる貸越極額は銀行が借主ごとに定めるものとし、銀行所定の方法により借主に通知するものとします。なお、貸越極額を超えて銀行が貸越をした場合にも、この約款の各条項が適用されるものとし、借主は銀行から請求があった場合には、直ちに銀行に対して貸越極額を超える金額を支払うものとします。

銀行は前項に定める借主ごとの貸越極額を、銀行の貸越極額限度額として、本取引の貸越極額限度額を変更できるものとします。この場合、銀行は変更後の貸越極額および変更の日を、事前または事後に借主に通知するものとします。

第3条(取引期間)

- 本取引の期間は契約日の1年後の応答日が属する月の末日までとします。ただし、取引期間の前日までに銀行から取引期間を延長しない旨の申出がない場合は、取引期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
- 前項に定めず、期間満了時に借主の年齢が満65歳に達している場合は期間の延長はないものとします。ただし、銀行が認められた場合はこの限りではないものとします。
- 銀行から取引期間を延長しない旨の申出がなされた場合、または借主の年齢が満65歳に達し取引期間を延長しない場合は次のとおりとします。
 - 取引期間の到来により本取引は終了します。
 - 第5条に定める返済の滞りにより本取引期間中に当座貸越借入金元金全額を返済するものとします。
 - 借主は、カードを取り戻す際に直ちに銀行に返却するものとします。

第4条(利息、損金等)

- 当座貸越借入金の利息は月後直前100円とし、毎月発行所定の日、所定の利率および方法により計算し、当座貸越元金に組み入れるものとします。
- 前項の利率は金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、銀行において一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
- 第1項の利率について、銀行が一般に適用する利率より優遇した利率の適用を行った場合には、銀行はいつでもその優遇した利率の適用を変更し、またはその優遇した利率の適用を中止することができるものとします。
- 借主が取引に対する債務を履行しなかった場合の損害金は年14%(年365日の日割計算)とするものとします。

第5条(約定返済)

借主は、本取引に基づき当座貸越借入金を毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)に次の金額を返済するものとします。ただし、返済日前日現在で、当座貸越借入金(貸越総返済を含む。)残高がゼロの場合とします。

貸越総利息入れ後の当座貸越残高	約定返済金額
5千円以下の場合	貸越総利息入れ後の当座貸越残高全額
5千円超20万円以下の場合	5千円
20万円超50万円以下の場合	1万円
50万円超100万円以下の場合	2万円
100万円超200万円以下の場合	3万円
200万円超300万円以下の場合	4万円
300万円超500万円以下の場合	5万円
500万円超の場合	6万円

第6条(随時返済)

- 借主は、前条による約定返済のほか随時に任意の金額を返済できるものとします。ただし、借主は、証券類を当座貸越口座へ直接入金できないものとします。
- 前項の随時返済は第7条の自動引落しによらず、カードを使用し現金自動サービス機に行うものとします。この場合、当座貸越口座への入金で当座貸越借入金残高を超えるときは、その超える金額は返済予定元金に自動入金するものとします。
- 借主は、約定返済を滞り続けている当座貸越口座への入金については、前項にかかわらず、銀行窓口において取扱うこととし、まず滞り続けている約定返済に充当し、残額を随時返済とします。ただし、入金額が滞り続けている約定返済金額合計を超えない場合は、当座貸越借入金の入金が有効なものとして扱われます。

第7条(約定返済金等の自動引落し)

- 第5条による返済は返済予定口座からの自動引落しによるものとします。この場合、借主は毎月返済日まで返済予定口座に約定返済金額相当額以上の金額を預入するものとし、銀行は返済日に普通預金通帳(総合口座通帳を含む。)および同払戻請求書などで引落しの上返済をあらわすものとします。
- 万一、前項の預入が滞った場合には、銀行は約定返済金額および損金金について、預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

第8条(経費用の自動引落し)

借主は、本取引に関し、借主が負担すべき印紙代その他銀行所定の手数料等の諸費用は銀行所定の日返済予定口座から普通預金通帳(総合口座通帳を含む。)および同払戻請求書などで自動引落しの上、支払いにあつたことに予め承諾するものとします。

第9条(期限前の全額返済義務)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告等がなくても、借主は本取引による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。
 - 第5条に定める返済の滞りにより、銀行から催告を受けたとき。
 - 破産手続開始または民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 第2号、第3号のほか、債務整理に関して裁判官の関与する手続を申立てたとき、その他支払を停止したと認められた事実が発生したとき。
 - 借主の預金その他の銀行に対する債権の一部でも履行が遅れたとき、通知が発送されたとき。
 - 行方不明となり、銀行から預金にあつた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
- 借主について次の各号の事由の一つでも生じた場合には、銀行からの請求によって借主は本取引による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が銀行に対する請求の一部でも履行が遅れたとき。
 - 借主が銀行からの取引約定に違反したとき、または第19条に基づく銀行への報告もしくは銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。
 - 第1号、第2号のほか銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠ったとき、銀行からの請求を拒否しない等、借主の責めが属するべき事由により、銀行の請求が延滞または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われるものとします。

第10条(反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。))に該当しないこと、および次の各号のいずれも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と全般的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いたりまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主が、暴力団員等もしくは暴力団員等以外の各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・約款に関して虚偽の申告をしたことにより、借主の取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、借主は銀行から請求があつた第1項、本取引による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本取引による債務全額を返済します。

前項の規定により、借主に損害が生じた場合でも、銀行は一切の責任を負わず、また、借主は、銀行に何らの請求をもちません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負い、銀行は、自己が被った損害、損失又は費用等について、借主に對して賠償又は借債を請求することができます。

第11条(貸越の停止)

- 借主に次の各号のいずれかにあつた事由が生じた場合、銀行は新規貸越を停止できるものとします。
 - 第5条に定める返済が滞った場合
 - 第9条または第10条により本取引による一切の債権につき期限の利益を失った場合
 - 借主の信用状況に関する銀行の審査により、銀行が新規貸越の停止を相当と判断したとき
- 借主の信用状況に関する銀行の審査により相当と認められた場合、銀行は前項の新規貸越の停止を解除することができるものとします。

第12条(解約)

- 借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に事前に通知し、直ちに本取引による債務を全額返済するものとします。
- 第9条第1項、第9条第2項または第10条の事由があつたとき、その他銀行が解約の必要があると判断したときは、銀行はいつでも、何らの催告無くして、本取引を解約することができるものとします。
- 第1項および第2項により本取引が解約された場合は、借主は直ちに銀行に対してカードを返却し、本取引による債務を直ちに全額返済するものとします。

第13条(銀行からの相殺)

- 本取引による債務を履行しなければならぬ場合には、銀行は当座貸越元金等と借主の預金その他銀行に対する債権とを、その債権の期限の満了日から前日までの間は、相殺することができるものとします。
- 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、預金その他預金を払戻し、本取引の債務の返済に充当することができるものとします。
- 第1項および第2項により銀行が相殺する場合、債権債務の利息、損害金等の計算についてはその期間を計算実行の日までとし、利率、料率は銀行の得意によるものとします。

第14条(借主からの相殺)

- 借主は期限の到来している借主の預金その他の債権と本取引による借主の債務とを相殺することができるものとします。
- 前項により借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出用を押して直ちに銀行に提出するものとします。
- 第1項により借主が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算についてはその期間を相殺通知の到達日までとして、利率、料率は銀行の得意によるものとします。

第15条(債務の返済等における順序)

- 返済または、第13条により銀行が相殺する場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により対応することとします。借主の指定に対しては異議を述べることができません。
- 第14条により借主が相殺する場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主の指定する順序方法により対応することができるものとします。
- 借主が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充てることができることとします。借主はその充当に対しては異議を述べることができません。
- 第2項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、轻重、処分難易、返済期の長短などを考慮して銀行が指定する順序方法により充てることができるものとします。
- 第3項および第4項により銀行が充当する場合には、借主の期限未到来の債権については期限が到来したものであるものとして、銀行はその順序方法を指定することができるものとします。

第16条(免状負担、免責事項)

- 事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとします。なお、借主は銀行から請求があれば直ちに代りの証書等を差入れるものとします。
- 銀行は、諸君その他の者の印影(または暗証)を借主の届け出印影(または暗証)に相当の注意をもって照合し相違ないとして取り扱ったときは、それらの書類につき偽造、変造、盗用等の事故があつても、これによって生じた損害については一切責任を負いません。
- 借主は、カードまたは印章を失ったときは、直ちに書面によって届出をします。この届出前に生じた損害については銀行は一切責任を負いません。

借主は、前項の届出事項の訂正もしくは保全に要した費用は借主が負担するものとします。

第17条(届出事項の変更)

- 借主は、カード、印影を失ったとき、または氏名、住所、印名、メールアドレスその他届出事項に変更があつたときは、直ちに、書面その他銀行所定の方法により銀行に届出するものとします。
- 前項の届出に際して届出のあった氏名、住所、メールアドレスにあつて、銀行からなされた通知または送付された書類等が滞着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- カードを失った場合のカードの再発行は銀行所定の手続きをした後にに行うものとします。この場合、相当の期間をおき、また銀行が求める場合は保証人を付すことに同意します。

第18条(成年後見人等の届出)

- 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名、その他必要事項を書面によって銀行に届出するものとします。
- 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名、その他必要事項を書面によって銀行に届出するものとします。
- 借主またはその代理人は、すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされた場合に第1項および第2項と同様に銀行に届出するものとします。
- 借主またはその代理人は、第1項から第3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に銀行に届け出するものとします。
- 第1項から第4項の届出の前または届出後に生じた損害については、銀行は一切責任を負わないものとします。またこの届出後に、銀行から借主のカードによる取引を制限されずとも異議ありません。

第19条(報告および調査)

- 借主は、銀行が債権保全に必要と認めて請求した場合は、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は、自己の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行から請求がなくても滞滞なく報告するものとします。
- 借主は、借主の所得の調査について銀行が必要とするときは、銀行を借主の代理人として、市区町村の住民基本台帳(各務省の写)戸籍簿本、改製原戸籍簿本、除籍簿本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任します。

第20条(債権譲渡)

- 借主は、銀行が前条との契約による債権を他の金融機関等と譲渡(以下本条において「信託を含む。’)することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り渡すことあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。
- 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関して、譲渡人(以下本条において「信託の受託者を含む。’)の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来よりこの約款に定める方法によって約定返済金額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第21条(公正証書の作成)

借主は、銀行から請求を受けた場合には、直ちに公正人に委嘱してこの約款の各条項および本取引から生じる一切の債務の承認ならびに強制執行の執行を公証する証書の作成に必要な手続をとり、またこのために要した費用は借主が負担します。

第22条(合意書)

借主および銀行は、本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または支店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第23条(北國カードローン DAYSMART 契約約款の改定)

- 銀行がこの約款の内容を変更した場合は、銀行は、変更内容を借主への通知または銀行が相当と認める方法により公表します。
- この約款の変更内容に関する通知または公表がなされた後に、借主がこの約款に係る取引をした場合、銀行は、借主がその変更内容承認したものとみなすものとします。

第24条(取消し後または解約後の北國カードローン DAYSMART 申込書(兼契約約款)の扱い)

本取引の終了後、または解約後6ヶ月以内(借主より特段の申出がない場合は、銀行は借主に通知することなく、当該債権に関する北國カードローン DAYSMART 申込書(兼契約約款)および付帯書類を破棄処分することができるものとします。

北國カードローン・カード規定

第1条(カードの利用)

- 北國カードローン DAY SMART 取引に使用するためのカードローンカード(以下「カード」という。)は次の場合に利用することができます。1. 銀行の現金自動サービス機(ATM)取扱い、預入、記帳機能のATM機に限る。以下「ATM機」という。)を使用して当座貸越借入金を返済する場合。2. 銀行および銀行が自動機の利用により現在支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」という。)の自動機(支払専用)のCD機とATM機を含む。以下「支払機」という。)を使用して当座貸越借入金の払出しを行う場合。

第2条(ATM機による随時返済)

- ATM機を使用して当座貸越借入金の随時返済をする場合には、ATM機の画面表示等の操作手順に従って、ATM機にカード、現金を投入し操作していただきます。
- ATM機による随時返済は、ATM機の機種により銀行所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの当座貸越借入金の返済は、銀行所定の上限に合計金額を超過してはなりません。

第3条(支払機による払出し)

- 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は不要とします。
- 支払機による払出しは、支払機の機種により銀行または提携先所定の金額を単位とし、1回、1日、1ヶ月あたりの払出しは、銀行または提携先所定の金額の範囲内となります。
- 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合に、払戻請求金額と第4条第1項に規定する自動機利用手数料金額が払出すことのできる金額をこえるときは、その払出しはできません。

第4条(自動機利用手数料等)

- 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、銀行および提携先所定の支払機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」という。)をいただきます。
- 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の自動引落し時に、払戻請求書にて、銀行窓口から払出しをした当座貸越口座から自動的に引落し、当座貸越口座残高を減額していただきます。自動機利用手数料は、銀行から提供され、その払出しに充当されます。

第5条(ATM機・支払機・引落し等に関する取扱い)

- 停電、故障時によりATM機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、銀行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の返済を受けることができます。
- 停電、故障時により銀行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、銀行が支払機故障時の取扱いとして定めた金額限度として、銀行本支店の窓口でカードによる借入金の払出しを行うことができます。なお、提携先の窓口での取扱いについては、前項に準じます。
- 前項に準じて銀行の払出しをする場合には、銀行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入の上、カードとともに提出してください。

第6条(カード・暗証の管理)

- 銀行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、銀行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを銀行所定の方法により確認の上で当座貸越借入金の払出しを行います。銀行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸君の他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認の上取扱いをします。
- カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は毎月末日・電話連絡等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されおそれがある場合は他人に使用されないことと認知した場合には、すみやかに本人から銀行に通知してください。この通知を受けたときは、銀行は直ちにカードによる当座貸越借入金の払出し停止の措置を講じます。
- カードの盗難にあつた場合には、銀行所定の届出書を銀行に提出してください。

第7条(偽造カード等による払出し等)

偽造または変造カードによる払出しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて銀行が善かつ無過失であつて本人に重大な過失があるとき銀行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、銀行所定の書書を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について銀行の調査に協力するものとします。

第8条(盗難カードによる払出し等)

- カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は銀行に対して当該払出しの戻し(手数料や利息を含みます。))の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - カードの盗難が気づいたときから、銀行へ盗難の届出を提出したとき。
 - 銀行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - 銀行に対し、警察署に被害届を提出していることその他銀行にあらつたことと推測される事実を確認できるものを示していること。
- 前項の請求がなされた場合、当該払出しが本人の故意による場合を除き、銀行は、銀行へ通知が行われた日の0時00分(ただし、銀行に通知することができないいむを得ない事情があるとき)を本人が証明した場合は、30日(その事情が継続している期間を加えた日数)とし、前日の日没した当該払出しに相当する損害(手数料や利息を含みます。))の額に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を補てんするものとします。ただし、当該払出しが行われたことについて、銀行が善かつ無過失であり、かつ、本人に過失があるとき銀行が証明した場合には、銀行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 前2項の規定は、第1項に定める銀行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日)が明らかでないときは、当該盗難にかかわる盗難カード等を用いて行われた不正な現金払出しが最初に実行された日(以下、2年を経過する日)以後の日と見做され、適用されたいものとします。
- 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは銀行が証明した場合には、銀行は補てん責任を負いません。
 - 当該払出しが行われたことについて銀行が善かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - 本人に重大な過失があることを銀行が証明した場合。
 - 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行つて)の家事情況など、により行われた場合。
 - C本人が、被害状況について銀行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

第9条(カードの紛失、届出事項の変更)

カードを紛失した場合は、氏名、代理人、暗証、その他の届出事項に変更があつた場合には、直ちに本人から銀行所定の方法により届出してください。

第10条(カード再発行等)

- カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、銀行所定の手続きをした後にいきます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- カードを再発行する場合には、銀行所定の再発行手数料をいただきます。

第11条(ATM機・支払機への誤入)

ATM機・支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、銀行は一切責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任については同様とします。

第12条(解約、カードの利用停止等)

- 本カードローンを解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを銀行に返却してください。
- カードの改ざん、不正使用による銀行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることとなります。この場合、銀行からの請求があたり次第直ちにカードを銀行に返却してください。
- 次の場合には、カードの利用を停止することができます。この場合、銀行の窓口において銀行所定の本人確認書類の提示を受け、銀行が本人であることを確認できないときに停止解除します。
 - 第13条に定める規定に違反したとき。
 - 一定期間カードの利用がない場合。
 - カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあるとき銀行が判断した場合。
 - その他銀行が解約を必要とすると判断した場合。

第13条(譲渡、買入れ等の禁止)

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

第14条(契約約款の適用)

この規定に定めのない事項については、北國カードローン DAYSMART 契約約款に準じて扱います。